

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区障害者権利擁護協議会
事務局(担当課)		障害福祉課
開催日時		平成28年10月13日(木) 18時30分～20時30分
開催場所		生活産業プラザ 3階 大会議室
議 題		(1) 豊島区障害者権利擁護協議会の概要について (2) 豊島区の障害者差別解消に関する取組みについて (3) 豊島区障害者差別解消法職員対応マニュアル(案)について (4) その他
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 個人情報を取り扱うため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 個人情報を取り扱うため
出席者	委 員	田中 英樹・安倍 英一郎・平河 有里・岩田 泉・山形 晋也・ 武藤 節子・近藤 友克・近藤 淳・下村 玲子・金川 宗正・ 荒井 隆夫・小宮山 芳人・長谷川 則之・川島 外志美・ 大竹 宏和
	幹 事	保健福祉部長・防災危機管理課治安対策担当課長・子育て支援課 長(代理)・高齢者福祉課長・障害福祉課長・健康推進課長
	事 務 局	障害福祉担当係長・心身障害者福祉センター長・ 障害福祉担当主事

# 審 議 経 過

No. 1

## 1 委員委嘱

委嘱状の交付

委員自己紹介

## 2 委員長・副委員長の選出

委員の互選により、田中委員が委員長に選出

委員長の推薦により、安倍委員が副委員長に選出

## 3 会議の傍聴・会議録について

会議、会議録は原則公開とすることに決定

但し、個人情報を取り扱う際は、この限りではない

## 4 議事

### (1) 権利擁護協議会概要について

事務局より資料第1号、2号、3号について説明

・委員…関連図について、豊島区の関連機関や国や都から直接民間事業所と直接連携することがあるのか、豊島区民（地域）と協議会の関わりというものはあるのか？

事務局…民間事業所と関連機関と直接つながるという意味ではなく、協議会を通して関連していくというイメージである。

区民から申し立てがあった場合は、それぞれの所管課又は障害福祉課が受けていく。民間事業者に対しての相談は、池袋という土地柄、区内在住の人に限らず申し出がある。区民と協議会の関わりという点については、協議会の中で対応を検討できる事例があれば議論してもらい、解決に向けて後押ししていくという形が考えられる。

・会長…協議会や機関の関連図であり、直接区民からのフローチャート図ではないので、この形でよいのではないか。

なお、協議会の図の中に「区」が含まれているが、これは第6条の「幹事」を指しているのか？

・事務局…これは「幹事」を指している。

### (2) 豊島区の差別解消の取組みについて

資料第4号、5号、6号、7号、8号、9号について

・会長…対応要領第6条には「障害者差別解消法支援地域協議会」という名称で書かれて

いるが、法第 17 条第 1 項の規定にはどう規定されているのか。またこの障害者権利擁護協議会が「障害者差別解消法支援地域協議会」の読みかえでいいのか、明らかにしてほしい。

・事務局…法第 17 条第 1 項では国及び地方公共団体の機関は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される「障害者差別解消法支援地域協議会」組織できるものと規定している。豊島区ではこれに基づいて、「障害者権利擁護協議会」を設置した。「障害者差別解消法支援地域協議会」の機能に加え、障害者虐待対応も含めたため、「障害者差別解消法支援地域協議会」という名称では少し足りないということで「障害者権利擁護協議会」とした。東京都でも差別解消に関する案件と虐待の案件は密接な関係にあるということで、一体的に進めており、区でも一つの会議体の中で所管していきたい。

・会長…対応要領の附則事項に 6 条関係で「障害者差別解消法支援地域協議会」を読み替えるという事項を加えた方が明確に理解してもらえるのではないかと。

・事務局…表現を工夫したい。

・会長…区民から事業者に対する意見が出てくるのではないかと推測されるが、事業者に関する相談に関してはこの協議会では対象としないということでよいか。

・事務局…指導や勧告については国の役割ではあるが、今までの事例の中でも事業者に対して情報提供、周知理解を求めていくことはやってきている。事業者に関する事例についても協議会の検討の中に含めてもいいのではないかと考えている。

・会長…かなり事案が多くなるかと思うが、協議会の検討事項には、事業者についての相談も含めるということでやっていく。

・会長…資料第 8 号に関して、実施時期、対象等、補足説明をお願いします。

・事務局…職員アンケートについては、本日いただいたご意見をもとに修正して、11 月には実施したい。職員全員に依頼はするが、個人がパソコンから回答する形になるため、全員から回答を得ることは難しいかと思う。できる限り、再三周知はしていきたい。

・会長…10 番目の項目の中に、難病がないが必要ではないか。

・事務局…難病について追加する。

- ・委員…パソコンで回答することは有意義だが、回答率を上げるためには、「〇〇課は〇%」ということを出していかないと、上がらないのではないか。まずは回答する＝アンケートを見てもらうことが差別解消につながると思う。いかに回答率を上げるかということを検討してもらいたい。
- ・事務局…締切後も、2度3度督促していきたい。ある程度の回答率になるまで続けたい。
- ・委員…記名式にはしないのか？
- ・事務局…職層、職種、所属部署の範囲内で回答してもらおう。
- ・委員…アンケートの結果の活用法はどのように考えているか？
- ・事務局…集計の結果、周知した方がよいと思われることについて、職員研修の中に組み入れていく。アンケートは来年度以降も内容を変えて行っていきたい。アンケートを行うことで、職員の中に障害者差別解消ということが浸透していくと思う。
- ・委員…具体的に回答率はどのくらいを目標としているか？
- ・事務局…60～70%くらい回答してもらえらるまで、繰り返し周知していきたい。
- ・委員…設問の10番についてだが、「知っているもの（障害）にチェックを入れてください」となっているが、障害福祉課以外の人ほとんど分かっていないと思う。この設問だけでは、よく分かっていなくても適当にチェックしてしまうのではないか。
- ・事務局…内容についてまではっきり分かっていなくても、知っているとは回答してしまうこともあるかもしれないが、ある程度の方向性をアンケートで把握したい。具体的に周知が足りない内容を把握して、今後の研修、啓発等につなげていきたい。そのような取組みを行った上で、今後より具体的な内容に踏み込んだアンケートを行い、どれほど理解が深まったかを継続して見ていきたい。
- ・委員…資料第5号の中で、相談事例について協議会の中で検討するとあるが、どの程度まで検討していくのか。緊急会については定例の会以外に緊急の案件を検討していくのか。
- ・事務局…障害者の方からの訴えの中には事業者に対するものが多いことから、権限はないが、現在は情報提供や、周知啓発などを行っている。今後どういった対応が取れるの

か協議会での検討が必要と思うため、事業者に対する相談も含めたい。  
緊急会については、区への対応などで、重大案件で緊急に検討しなければならない案件があった時に、緊急会という形も取れるということで規定している。まだ具体的にどのような案件かということも示せる段階ではないが、協議会内で意見をいただき、解決に向けて区も検討していければと考えている。

### (3) 障害者差別解消法職員対応マニュアルについて

事務局より資料第10号について説明

- ・会長…詳しくは読んでから意見を出していただいた方がよいかと思う。  
障害特性についての記載は、前提として、あくまで個人差がある、個別性が高いということをどこかで触れてほしい。
- ・事務局…21日（金）までに郵送、FAX、メール等でご意見をいただきたい。細かい文言等もご意見をいただきながら、修正を加えていきたい。一度修正したものを委員の方に再度確認いただいてから発行する。
- ・委員…横須賀市で作成したコミュニケーション条例の冊子のような形態が良いと思うので、参考にしてほしい。
- ・委員…障害特性等について、例えば事業所を利用している利用者の方に意見を聞くことは問題ないか？
- ・事務局…職員向けに障害特性を知ってもらい、対応方法を知ってもらうものだが、外部に出さないものではない。利用者のご意見を踏まえて委員から意見をいただければ、修正に加えていきたい。
- ・その他  
差別解消法周知啓発講演会及びイエローリボンの案内

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長、副会長の選出 田中委員が委員長に選出、安倍委員が副委員長に選出</li> <li>・ 会議の傍聴・会議録について 会議、会議録は原則公開とすることに決定 但し、個人情報を取り扱う際は、この限りではない</li> <li>・ 障害者差別解消法職員対応マニュアルについて 10月21日（金）までに意見を提出し、事務局が修正後、再度委員に諮った上で、発行する。</li> </ul>
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本日の次第</li> <li>● 資料第1号 豊島区障害者権利擁護協議会委員名簿</li> <li>● 資料第2号 豊島区障害者権利擁護協議会設置要綱</li> <li>● 資料第3号 豊島区障害者権利擁護協議会関連図（案）</li> <li>● 資料第4号 豊島区における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領</li> <li>● 資料第5号 区職員による障害者差別への対応フロー</li> <li>● 資料第6号 相談処理依頼・報告書</li> <li>● 資料第7号 平成28年度障害者差別解消法に関する区の対応スケジュール（案）</li> <li>● 資料第8号 職員向けアンケート項目（案）</li> <li>● 資料第9号 豊島区における障害者差別に関する相談事例一覧</li> <li>● 資料第10号 豊島区障害者差別解消法職員対応マニュアル（案）</li> <li>● 障害者差別解消法施行啓発事業 講演会「共生社会の実現に向けて」チラシ</li> <li>● 第1回豊島区障害者権利擁護協議会に対するご意見等の提出について</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	